

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	経 費	補助事業者	補 助 率 又 は 補 助 額	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
農地集積事業	徳島県農山漁村未来創造事業（農地集積型）に要する経費			区分の欄に掲げる事業間における経費の増減	
1 お試しほ場活用促進事業	農地中間管理機構が中間保有している農地を対象に、「お試しほ場」として、就農や技術習得のための研修等に要する経費（謝金、需用費、委託費、その他知事が必要と認める経費）	市町村 農業者 農業者の組織する団体	上限額10アールあた10万円以内ただし、1経営体当たり25万円を上限	経費の20%を超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変更 事業の新設、中止又は廃止 施行箇所の変更 事業量の20%を超える変更
2 耕作放棄地再生支援事業	農地中間管理機構から耕作放棄地を借り受けた「受け手」に対し、再生作業に要する経費（障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良に要する経費）	市町村 農業者 農業者の組織する団体	定額（10a 当たり7万円以内）	経費の20%を超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変更 事業の新設、中止又は廃止 施行箇所の変更 事業量の20%を超える変更

別表 2 (第 3 条関係)

区 分	経 費	補助事業者	補 助 率 又 は 補 助 額	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
勝ち抜く！ 園芸産地強 靱化事業					
1 園芸団地 化実証事業					
1) 園芸団地 育成サポー ト事業	園芸団地の育成に係る「とくしま 園芸団地計画」の策定に取り組む J A ・ 市町村 ・ 関係機関によるプ ロジェクトチームの活動を支援す る経費	農業協同組 合、農業者 が組織する 団体	定額（上 限50万円 ／地区）	経費の20%を超 える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変 更 事業の新設，中止 又は廃止
2) 園芸団地 ビルドアップ事業	「とくしま園芸団地化計画」に定 めた品目の園芸団地化の実証に要 する経費	農業協同組 合、農業者 が組織する 団体	定額（上 限100万 円／経営 体）	経費の20%を超 える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変 更 事業の新設，中止 又は廃止
2 園芸産地 リノベーシ ョン事業					
	園芸産地の強化・維持拡大を図る ため、県が選定した課題解決推進 品目及び各産地の課題解決が必要 な品目について、生産拡大、流通 改革、ブランド力強化、地域の核 となる品目の団地化等の取組に要 する経費	農業協同組 合、農業者 が組織する 団体	定額（上 限100万 円／経営 体）	経費の20%を超 える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変 更 事業の新設，中止 又は廃止

別表3 (第3条関係)

区分	経費	補助事業者	補助率 又は 補助額	重要な変更	
				経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
「とくしま 農林水産物 等海外輸出 戦略」推進 事業					
1 とくしま 輸出バリュー チェーン 構築強化事 業	生産者又は事業者が抱える以下の 課題への解決を支援することで、 輸出による「とくしまブランド」 の海外展開を促進するために要す る経費 一 初期輸出 二 輸出の定着化・連携 三 ハラール対応 四 6次化商品等の輸出 五 食インフラの海外展開 六 輸出環境の整備 七 国際的認証資格の取得	農林漁業者 農林水産関 係団体 商工業者 商工関係団 体 その他代表 理事が「と くしまブラ ンド」の輸 出拡大に当 たって必要 性が高いと 認める事業 者	2分の1 以内 ※取組内容 ごとの補助 限度額は別 途定める	経費の20%を超 える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変 更 事業の新設、中止 又は廃止
2 世界の荒 波「武者修 行」事業	生産者や事業者が、新たな販路拡 大のため海外での展示会や商談会 への初出展等を行うための渡航に 要する経費	農林漁業者 農林水産関 係団体 商工業者 商工関係団 体 その他代表 理事が「と くしまブラ ンド」の輸 出拡大に当 たって必要 性が高いと 認める事業 者	2分の1 以内 ※但し、補 助限度額は 1つの補助 事業者につ き、50万円 以内とする	経費の20%を超 える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変 更 事業の新設、中止 又は廃止

3 産地を後押し！輸出力底上げ事業	JAが実施する「輸出グループ」の形成及び輸出品目の検討、輸出用資材の開発等産地側の輸出体制の強化への取組に要する経費	県内農業協同組合がエリア別、品目別に形成した「輸出グループ」※グループ化が難しいエリアは1つの農業協同組合で事業実施可	2分の1以内 ※但し、補助限度額は1つの「輸出グループ」につき、300万円以内とする。(グループ化が難しいエリアは、1つの農業協同組合につき、100万円以内)	経費の20%を超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変更 事業の新設、中止又は廃止
-------------------	--	---	--	-------------------------	---------------------------

別表4 (第3条関係)

区分	経費	補助事業者	補助率又は補助額	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
輸出事業者販路開拓支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大による海外への渡航規制に伴い、商談機会の喪失等の影響を受けている輸出に取り組む生産者又は事業者が国内において実施する販路開拓活動に要する経費	農林漁業者 農林水産関係団体 商工業者 商工関係団体 その他代表理事が「とくしまブランド」の輸出拡大に当たって必要性が高いと認める事業者	2分の1以内 ※但し、補助限度額は1つの補助事業者につき、100万円以内とする	経費の20%を超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変更 事業の新設、中止又は廃止

別表5（第3条関係）

区 分	経 費	補助事業者	補 助 率 又 は 補 助 額	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
貨客混載出荷体制整備事業	<p>本県独自のモーダルシフトモデルの構築による本県農林水産物の新たな「輸送体制」の構築を図るため、高速バスを利用した「貨客混載」による遠隔市場への出荷モデルを構築することを目的として実施する事業のうち</p> <p>（1）高速バスによる貨客混載における鮮度保持等対策に要する経費 （保冷库、保冷ボックス、保冷資材等）</p> <p>（2）県内産地直売所等を起点とした貨客混載の物流経費の補助</p> <p>（3）荷物の温度管理・集配・重量物の運搬等に必要な機材の導入や設置場所に整備に係る初期経費</p>	<p>農林漁業者等の組織する団体</p> <p>農林水産関係団体</p> <p>運輸・物流事業者</p> <p>その他代表理事が新たな「輸送体制」の構築に当たって必要性が高いと認める事業者</p>	<p>定額（上限100万円／設置・整備箇所1カ所）</p>	<p>経費の20%を超える増減 補助金額の変更</p>	<p>事業実施主体の変更 事業の新設，中止 又は廃止</p>